

〔史料紹介〕

「敬公以来来翰」の紹介(三)

はじめに

凡例

翻刻

A 1 義直関連 一〇〇(以上第四十九輯)

凡例

A 2 義直関連 一〇一―一三六

B 1 將軍家関連 一〇六四(以上第五十一輯)

凡例

B 2 將軍家関連 六五―九九

C 大名・幕臣等関連 一〇六五(以上本稿)

(以下次輯以降)

C 大名・幕臣等関連 六六―三〇七

D 義直家臣関連 一〇二二

E 朝廷関連 一〇二〇

F A 1 E 以外 一〇一八

「敬公以来来翰」の紹介(三)

人名索引

解題

花押図版

おわりに

凡例

一 書状の名称は、通番(漢数字で表記)、(発給者名)書状、宛所、年月日付、

員数の順に表記し、徳川林政史研究所での整理の際に附された番号(算用数字・現在徳川美術館では未表具文書58の枝番号として用いている番号である)を員数の後に()内に附した。

一 書状の形状は、それぞれの書状名の次行に、体裁を示す(切紙)(継紙)(縦紙)、寸法(本紙の縦×横 単位は糀(センチメートル))を記した。

一 本文の翻刻に当たっては、旧漢字及び異体字は、新漢字に改めた。ま

並木昌史

た原文書の体裁や書式に従って改行して示すべきではあるが、紙幅の都合もあるため文章はつなげて表示することとし、原文書の行底に「を附して改行箇所を示した。なお「一つ書き」がある場合は、各条文ごとに改行した。また二行以上の余白を取って宛先が書かれる場合も、空白行は詰めて表示したことをお断りする。

一 翻刻に当たっては、次の記号を用いた。

1 読点(・)および並列点(・)を便宜上施した。

2 原本の虫損や摩耗によって判読しがたい場合は□で示した。

一 原本に示されている罫字や平出は一文字空きで表示した。

一 断簡は、前欠・後欠の箇所を「」で示した。

一 本文以外の追而書は、本文の冒頭にまとめて書かれる場合のほか、本文の行間に挿入して書かれる場合もあるため、今回は(追而書)と頭記し、二字下げにして本文の冒頭に一括表記した。

一 差出人(発給者)の花押がある場合は(花押)と記した。

一 筆者が附した傍注のうち、判明する人物名や年次(推定年次を含む)は()を加えて表記した。なお義直は、その時の官職名「大納言」「中納言」と表記され、嗣子光友も官職名「右兵衛督」や幼名「五郎八」と表記されているが、傍注では義直・光友で統一する。

一 各書状の末尾に、摘要(冒頭に○を附す)を記した。

一 人名索引・解題および花押図版を、連載最終回の末尾に附す。

(以上、再掲)

翻 刻

B-2 将軍家関連 六五・九九

六五、土井利勝他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十月十六日付 一通(424)

(切紙) 縦二〇・一 横五五・四

御書致拝見候、然者「御拝領之御鷹取」申付而鶴被成御進」上候、遂披露候処、御「念入候段、御機嫌」御座候、則被進「御内書候、此旨宜」被仰上候、恐々謹言

永井信濃守「尚政(花押)」井上主計頭「正就(花押)」
土井大炊頭「利勝(花押)」

十月十六日

(正信) 竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿」

○将軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を進上したことに対し発給された御内書の披露を願う書状。

六六、内藤忠重・稲葉正勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)七月

十日付

一通(433)

(継紙) 一九・四 一一〇・五

(追而書) 以上

(義直) 従大納言様御書「被下、忝致拝見候、」(家光) 将軍様御霍乱「氣之由被為聞、無」御心許思召、以御「使者被仰上候、各」被達 上聞候処、「早々被入御念候段、」御機嫌之御事御「座候、先以御気色、」追日被為得御験氣「候之間、

御心易可」被思召候、委曲御使者」可為演説候、此等之」趣、宜預御披露候、」恐々謹言

(寛永六年)
七月十日

稻葉丹後守」正勝(花押)」内藤伊賀守」忠重(花押)
竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○將軍家光の霍乱に付き義直の発した見舞に對する返書。

六七、内藤忠重書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)九月廿五日付

(繼紙) 縦一八・〇 横一〇五・九

一通(439)

(追而書)以上

從大納言様御書」被下、忝致拝見候、如」御意、相国様去ル」十日、

御本丸へ被為成、」御機嫌残所無御座候、」就其御使者を以被」仰上、御樽被成御進上候、」各被達 上聞候処ニ、」御使者 御前被召出、」御機嫌之御事御」座候、委曲口上可為」演説候、此等之趣、」宜預御披露候、恐々」謹言

内藤伊賀守」忠重(花押)

(寛永四年)
九月廿五日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○大御所秀忠が本丸(將軍家光)へ御成したことを祝う義直の使者に對する返書。

六八、内藤忠重書状 竹腰正信宛 (寛永八年)閏十月十五日付 一通(442)

「敬公以来来翰」の紹介(三)

(繼紙) 縦一七・五 横一〇三・六

(追而書)猶以稻葉丹後守相」煩罷有候間、加判無」御座候、以上

從大納言様御書」被下、致拝見候、仍」將軍様其時分少御咳氣被遊候儀、」

被為聞無御心元」思召、以天野助大夫方」被仰上候、右被達」上聞候之処、御使者御前江被召出、」被為人御念候段、御機嫌被」思召之旨、御直ニ被仰」含候、今程者透与」被成御本復、毎日」西之丸江被為成候、」委曲助大夫殿可被」申上候、此等之趣、可然之様御執成」所仰候、恐々謹言

内藤伊賀守」忠重(花押)

(寛永八年)
閏十月十五日

竹腰山城守殿

○將軍家光の咳氣見舞に對する返書。

六九、永井尚政書状 竹腰正信宛 (寛永四年)九月廿七日付 一通(460)

(繼紙) 縦一七・九 横一〇六・四

(追而書)以上

從大納言様尊」書、忝致拝覽候、」然者 相国様御本」丸へ被為成候付テ、」

雅楽頭・讚岐守方」迄御使者被仰」上候儀、御尤ニ奉存候、」右之趣、相

国様へ」土井大炊披露被」申候処ニ、御使者」御前へ被召出、御仕」合殘所無御座候、此」旨能様ニ可預御取」成候、恐々謹言

永井信濃守」尚政(花押)

(寛永四年)
九月廿七日

竹腰山城守殿」人々御中

○大御所秀忠が本丸(將軍家光)へ御成したことを祝う義直の使者に対する返書。

七〇、永井尚政書状 寺尾直政宛 (寛永十二年)十一月十八日付 一通(465)

(切紙) 縦一七・一 横四九・九

(追而書)以上

従 大納言様御書」被下、忝致拝受候、「今度 公方様御」咳氣御本復候儀、目出度被」思召、御年寄衆迄」被仰遣候段、御尤ニ」奉存候、弥 御機嫌」好被成御座候間、「此等之旨可然様御取成」奉願候、恐惶謹言

永井信濃守」尚政(花押)

(寛永十二年)
十一月十八日

寺尾左馬助殿
(直政)

○將軍家光の咳氣が回復したことを伝える書状。

七一、永井尚政他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永八年)十一月廿六日付

一通(466)

(継紙) 縦一七・七 横一〇五・〇

(追而書)以上

尊書致拝見候、「相国様御」泊鷹野」為御見廻、以高木」外記方被仰上、「奈良酒双樽被成」御進上候、大炊」披露候之处、「御使者御前へ」被召出、被為人」御念候通、御機嫌之」御事ニ御座候、「委曲外記殿可」為演説候、此等之」通、宜様御取成」所仰候、恐々謹言

森川出羽守」重俊(花押)」青山大蔵少輔」幸成(花押)」

永井信濃守」尚政(花押)

(寛永八年)

十一月廿六日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正虎)

○大御所秀忠が鷹野で宿泊の際、義直が進上した奈良酒を披露したことを伝える書状。

七二、中根正成書状 寺尾直政宛 十月廿六日付 一通(471)

(継紙) 縦一七・五 横一〇一・一

(追而書)以上

従 大納言様御書」被成下、謹而頂戴」仕候、今度 公方様御不予之儀」無御心元思召、「各」以御使者」被仰付候付、私式迄」被仰聞候御事、「誠に冥加之至」存候、此等之通、「可然之様ニ御取成所仰候、恐惶謹言

中根伝七郎」正成(花押)

十月廿六日

寺尾左馬助殿
(直政)

○將軍家光の病氣見舞に対する返書。

七三、堀田正盛書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)十月三日付 一通(476)

(継紙) 縦一八・一 横一〇九・八

従 大納言様切々御」書被成下、忝頭戴」仕候、度々御請可申上」処ニ、一円不得奉官」暇、乍恐延引迷惑」仕候、先以 公方様」今月朔日ニ御表

江被為成」出御、嘉例之諸礼」被為 請候、誠加様」成目出度儀不可過」之与申上事御座候、「弥御機嫌能被成御」座候間、此等之趣、「御次而之刻、宜預御披露候、「恐惶謹言

堀田加賀守」正盛(花押)

(寛永十年)
十月三日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○將軍家光が表へ出御したことを伝える書状。

七四、本多重俊書状 寺尾直政宛 (寛永八年)閏十月廿二日付 一通(485)

(継紙) 縦一七・五 横一〇二・四

從 ^(義直)大納言様被下成」御書、謹而頂戴仕候、「^(大御所秀忠)相国様頃日玄治御葉」被召上、御快氣之由」御鎮重思召、御使者」被差遣候、寔拙者」式迄切々被為入」御念、被仰下候之段、「不浅忝奉存候、「御氣色之儀、追」日御快駿之御事」御座候、委曲(石河) ^(正岡)勘解由殿可有」演說候、此等之」趣、可然之様」御取成所仰候、「恐惶謹言

本多重俊作守」重俊(花押)

(寛永八年)
閏十月廿二日

寺尾左馬助殿
(直政)

○大御所秀忠の病氣が回復したことを伝える書状。

七五、牧野信成書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)九月四日付 一通(487)

(切紙) 縦一五・七 横四五・一

^(義直)大納言様御書被下、「忝頂戴仕候、如御意」^(家光)公方様去廿日被成御」着座、御機嫌残所無」御座、上下目出度奉」存候、御次而之節、可然様」被仰上可被下候、恐々」謹言

牧野内匠頭」信成(花押)

(寛永十一年)
九月四日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○將軍家光の無事着座を伝える書状。

七六、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十一年)五月廿八日付 一通(498)

(切紙) 縦一八・九 横五五・一

自大納言様御書」被下、謹而拝見仕候、「然者竹腰大膳方」為御使者、御鉄炮袋千被成御進献候、「御上洛三付而、進物」之儀何蔑從諸方」上不申候、自余三相」替候へ共、如何可有」御座候哉与、大膳方へ」各被申付而、「御前江不被罷出候、「被為入御念候通者、」進而立 御耳可申候、「委曲大膳殿可為」演說候、此旨宜預御」取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十一年)
五月廿八日

寺尾左馬助殿
(直政)

○將軍家光の上洛のため鉄砲袋の献上希望を伝えたところ、献上は受けな
いとする幕閣の意向を伝える書状。

七七、松平信綱書状 寺尾直政宛 八月廿七日付 一通(501)

(継紙) 縦一七・三 横一〇二・三

從大納言様御書」被下、謹而拝見仕候、」然者從^(家光)「公方様初鶴被進候」之

義、御満足被思」召之由、奉得其意候、」因茲為御札御使者」被差進候、則」御前へ被召出、早々御念被入候之趣、」御機嫌之旨、御直被仰含候、此等之」趣、宜預御取」成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

八月廿七日

寺尾左馬助殿^(直政)

○將軍家光より、初鶴進上に対する喜びを伝えた書状。

七八、松平信綱書状 寺尾直政宛 九月十二日付

一通(504)

(切紙)縦一九・六 横五五・四

(追而書) 以上

從大納言様御書被」下、謹而拝見仕候、然者」公方様日光御社参被」遊候付而、大堂寺玄蕃方」を以被仰上候、則」御前へ被召出、被入御念」御使者御機嫌被思召」之旨、御直被仰含候、」委曲玄蕃殿可為演説候、」此等之趣、宜預御取成候、」恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

九月十二日

寺尾左馬助殿^(直政)

○將軍家光が日光社参を行うに当たり、義直からの使者に対する返書。

七九、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十年)九月廿五日付

一通(505)

(切紙) 縦一七・五 横四八・二

從大納言様御書」被下、奉拝見候、然者」常高院殿御逝去ニ」付而、公方様御機嫌」無御心元被思召、以御使者」被仰上候、誠入御念たる」御事ニ御座候、此等之趣、」宜預御取成候、恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十年)九月廿五日

寺尾左馬助殿^(直政)

○常高院(秀忠御台所お江姉、京極高次室)逝去に当たり、義直からの使者に対する返礼。

八〇、松平信綱書状 寺尾直政宛 (寛永十年)十月二日付

一通(506)

(継紙) 縦一七・九 横九八・九

從大納言様御書」被下、奉拝見候、然者」公方様御不例無御心」元被思召、伊奈」左門方被為差越候、」右達 上聞候処、」御前へ被 召出、」被為入御念之段、」御機嫌ニ被思召之旨、」御直ニ被仰含候、」御気色御本復被遊、」昨朔日ニ諸大名」御目見之仕候、右之」趣、宜預御取成候、」恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

(寛永十年)十月二日

寺尾左馬助殿^(直政)

○將軍家光の病氣見舞の使者に対する返礼。

八一、松平信綱書状 竹腰正信宛 十一月廿三日付

一通(511)

(繼紙) 縦一七・九 横一〇・三・六

從大納言様御書」被下、忝致拝見候、「然者 相国様御」本復被遊、目出

度被思召、御祝義をも「為可被仰上、御下向被成度之旨、当」御城年寄中迄」

平岩弥右衛門殿を以「被仰越候、則仕義へ」被申届候、相国様」頃者世

上寒申故、「御気色少御再発」被遊候ニ付、十日計已前々通仙院」御薬被

召上候、各」御請之通、委曲」弥右衛門殿可被申上候、「右之趣、御次而

之刻、「可然様可預御取成候、「恐々謹言

松平伊豆守」信綱(花押)

十一月廿三日

竹腰山城守殿

○大御所秀忠の病氣回復を伝える書状。

八二、松平正久書状 竹腰正信宛 (寛永六年) 閏二月二日付 一通(521)

(繼紙) 縦一七・二 横一〇・五・一

(追而書) 以上

一書致言上候、「將軍様始者御虫」氣に御座候つる歟、「昨日々御庖瘡」罷

成、はや御庖瘡」出申、御機嫌能」被成御座候間、御心安」可被思食候、

就夫御」自身為御見舞」御下之儀も可有之候間、「かたく御無用与」上意

之通雅楽頭被申候、「委細之義者」各々被申上候条、「此等之趣、宜可預」

御取成候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永六年)
閏二月二日

「敬公以来来翰」の紹介(三)

竹腰山城守殿

○將軍家光の虫氣と庖瘡見舞に対する返礼。

八三、松平正久書状 滝川忠征・寺尾直政宛 (寛永六年) 閏二月十三日付

(繼紙) 縦一七・五 横一〇・四・二 一通(522)

(追而書) 猶又今朝御膳御中椀ニ而二ツ」被召上、御機嫌残所無御座候、「以上

一書致言上候、然者」將軍様御庖瘡ニ付、「節々御使者御念ニ」入申通、各

御かんしニ而候、「弥〇へ御座被成候事、「必々無用之由、皆々」被申旨、早々

御帰国」御尤ニ奉存候、此段」拙者式々も申上候様ニ」と何も被申御事ニ

候、「去十日迄ハ御膳能」被召上候歟、十一日ハ」終日御膳あがり不申候」

付而、上下氣遣仕候」処ニ、一昨夜八ツ時分」御膳被召、打続御」膳上り

申候、御庖瘡」大形かせ申、上下之大慶不可過之候、爰元之」様子、

山城・隼人申渡候間、「兩人々具ニ可被申上候、「此等之趣、可預」御取

成候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永六年)
壬二月十三日

滝川豊前守殿」寺尾左馬助殿

○將軍家光の庖瘡見舞に対する返礼。

八四、松平正久書状 阿部正興宛 (寛永六年) 閏二月廿日付

(繼紙) 縦一七・七 横一〇・三・九

一通(523)

六三

一書致言上候、然者」將軍様被懸御酒」湯候、為御祝儀、」滝川豊前殿を
以」被仰上候、御前無」残所御仕合共候間、於様子者御心安」可被思食候、
去十五日ニ被為掛御酒湯、十七日・十九日ニ又被為懸候而、」弥御快氣御
膳も」常々能被召上候間、」上下之大慶不過之」御事候、尚此表御様子ハ」
豊前殿可有演説候」条、此等之趣、可預御」披露候、恐々謹言

(寛永六年)
後二月廿日

(正興)
阿部河内守殿

○將軍家光の庖瘡が回復したことを伝える書状。

八五、松平正久書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月十日付

一通(537)

(継紙) 縦一八・〇 横一〇六・〇

(追而書)以上

從 大納言様御」書奉拝上候、然ハ」從 相国様御鉄」炮之菱喰被進之
候、」為御礼日下部次郎左衛門殿」を以被仰上候、御前へ」被召出、御仕
合残」所無御座候、於様子ハ」御心安可被思食候、」其御次而ニ御下」屋敷
之御礼も大炊殿」具ニ被仰上候、尚爰」元之様子、次郎左衛門殿」可被仰
上候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

九月十日

(正信)
竹越山城守殿」成瀬隼人正殿

○大御所秀忠より菱喰を拝領したことに対する返書。

八六、松平正久書状 寺尾直政宛 九月十七日付 一通(538)

(継紙) 縦一七・六 横一〇二・〇

(追而書)以上

御自筆之御」書いた、き奉り候、」相国様御きけん」御やうす、昨今ハと
り」わきよく御さ」なされ候間、御こ、」ろやすく可被思召候、」御自ひ
つの御書あ」まりかたしけ」なさ、き、わけハ」ミへ申ましく」候へ共、
御斗申上候、」いさいハへつこ」に申あけ候、此」よし能々御」取なした
のミ」たてまつり候、」恐惶謹言

松右衛門」正久(花押)

九月十七日

(直政)
寺尾左馬助殿

○大御所秀忠の機嫌が良いことを伝える書状。

八七、松平正久書状 寺尾直政宛 霜月四日付

一通(544)

(切紙) 縦一七・七 横五〇・四

(追而書)以上

從 大納言様御」書奉拝上候、御拝」領之御鷹ニ被為執候」鶴御進上被成候、
御」前御仕合能上り候由承候、」拙者儀五三日持病」指出引籠罷在候、爰」
元へ様子委細各々」可被仰上候、此旨御披露」所仰候、恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

霜月四日

(直政)
寺尾左馬殿

○將軍家光より拝領した鷹が捉えた鶴を進上したと披露したことを伝える書状。

八八、松平正久書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 (寛永五年) 極月七日付

(切紙) 縦一七・一 横五〇・四

一通(545)

(追而書)以上

(大御所秀忠) 相国様方之御鷹被遣御機嫌能、「一昨五日ニ還御」被為成候、尚爰元」之様子、次郎左衛門殿」可被仰上候、此等之趣、御披露所仰候、」恐々謹言

松平右衛門大夫」正久(花押)

(寛永五年) 極月七日

(正虎) 成瀬隼人正殿」竹腰山城守殿

○大御所秀忠が鷹野より還御したことを伝える書状。

八九、松平正久・板倉重昌書状 竹腰正信宛 極月八日付

(切紙) 縦一七・八 横五三・四

一通(546)

(追而書)以上

(義直) 大納言様御書、」謹而頂戴仕候、然者從」相国様御鷹御拝領」付、日下部二郎左衛門方」を以御礼被仰上候、」二郎左衛門御前へ被召出、」一段

御仕合共御座候間、」御心易可被思召候、此等」之趣、可然様宜預御」披露候、恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)」松平右衛門大夫」正久(花押)

「敬公以来来翰」の紹介(二三)

極月八日
(正信) 竹腰山城守殿

○大御所秀忠より鷹を拝領した返札の使者に対する返書。

九〇、柳生宗矩書状 成瀬正虎宛 十月廿一日

(切紙) 縦一五・八 横四〇・九

一通(568)

(義直) 從 大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、」隨而御 上様御鷹」之鶴被進

ニ付、為御礼」御使者御進上之旨、」御尤奉存候、猶何以目出」度奉存候、御前之儀」御年寄衆可被仰候間、」不能具候、此等之趣、」可然様ニ御披露所仰候、」恐惶謹言

柳生但馬守」宗矩(花押)

十月廿一日

(正虎) 成瀬隼人正殿

○將軍家光より拝領の鷹が捕らえた鶴を進上したことを披露したと伝える書状。

九一、金地院崇伝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月六日付

(継紙) 縦一五・四 横九〇・五

一通(590)

(追而書)以上

(珍祐) 日増院帰国被申」候ニ付、言上仕候、」大納言様御機嫌」能被成御座候哉、御次」而之刻、可然様ニ御取成所仰候、当地弥」相替儀無御座、」兩御所様御機嫌」能被成御座候、」將軍様一昨四日昼」北之丸へ被成御成候、」御

忍ニテ拙老式も不」罷出候、」相国様^(大御所秀忠)近日御本丸へ」可被成 御成由ニ御座候、」十日・十一日・十三日此内」ニテ可有御座由ニ候、」御能も可被仰付由ニ」御座候、猶以此地之様子共」日増院可有言上候、」此等之趣、御取成所仰候、」恐々謹言

金地院」崇伝(花押)

九月六日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿

○尾張在国の義直に對し、將軍家光と大御所秀忠の近況を伝える書状。

九二、某消息断簡 宛先・年次未詳

一通(594)

(切紙) 縦一七・五 横五一・三

天樹院千姫^(天樹院千姫)「さかゆ」御か、り候」とて、「昨日は」御たる・さかな」下され候、」かすく」かたしけなく」そんしまいらせ候、」返く」三の丸様へはさるく」御みまひに御文」□□□のよし」そんし」まいらせ候」めてたくかしく(以下欠)

○疱瘡から回復した千姫への見舞に對する返書。

九三、権大納言消息 徳川義直宛 某月十日付

一通(596)

(繼紙) 縦一七・七 横一一・〇・四

御見」まひと」仰られ候て、」此一はこ」まいらせられ候、」ひろう」申」まいらせ候、」まことに」色くたひくの御ぬんしん」とも」何とも」仰られ」つく」しかたく」おほしめし候」よし、よく心へられ候て」申せ

とて候」江戸殿には」いよく御ほんふく候」よし」にて」候哉、」おはしまし候」よし」かすく」めてたく」御まんそくに」おほしめし候、」はやくほとなく」おなし御事にて」御さ候はん」よしとの」御事にて御さ候、」此御所様にも」国母様・宮々様、おはりさい様の」御無事に」おはしましく候ま、」御心やすく」おはしまし候事、」此よし御ひろう申」入候へく候、」又々」かしく

より」権大納言^(橋本美勝女)

十日

をはり」大納言殿」申給へ」誰々も」申したまへ

○東福門院に仕える女官より、江戸の將軍家光の病氣回復を問う消息。

九四、英勝院消息 成瀬正虎宛 五月廿八日付

一通(599)

(繼紙) 縦一七・三 横一〇・二・七

(追而書)猶々まつ申上候はんことく、」おほしめしうけ給はり候」あゆのすし一おけ」下給候、たひくに」御ねん比」かたしけなく、」すなはちく」ひとしほに」そんし」しやうくわんいたし候、」此とほり」いかやうにも」しかるへく」御取なし」仰上られ給へく候、」たのみまいらせ」候へく候、」めてたく」かしく

大なこん様より」御ねん比に」仰られ、かた」しけなく」そんしまいらせ候、」上様 御きけんよく」らい廿日には」こ、もとを」此とほりに」いかやうにも」た、せられ」そんし」給候、」めてたく」おほしめし」給候」そこほと」御きけんの」よし」うけ給候て」めてたく」そんし、」御子さまかた」みなく様」御そくさいに」御さ候」ま、」御心やすく」おほ

しめし候「やうに」被申上」候へく候、「めてたく」かしく

五月廿八日

より「ゑいせう」みん
おはり様(義直)まいる(成瀬正虎)「なるせはやと殿

○江戸住の英勝院(家康側室。お梶より、將軍家光の近況を伝える消息。

九五、英勝院消息 徳川義直宛 霜月六日付

一通(600)

(継紙) 縦一六・三 横九三・八

(追而書) 猶々日にま」して」御きけんよく」こさ」なされ候」ま、御心

やすく」おほしめし」仕へく候、」なをくめてたく」又々」かしく

大な(義直)こん様より」御ねん比に御書」下され、かたしけなく」そんし候、仰

られ候」ことく、上様(將軍家光)御きけんいよく」うちつ、かせられ」御せんも

御心よく」めし上られ」られ候」ま、御心やすく」おほしめされ候」へ

く候、「誠くかやうなる」一たん」たる」御事、申も」おろか」にて御

さ候、たひく」御ねん入候で、「わたくし」かたまで仰こさせられ」給

候とをり、「御きけんの御様子、」よくく申上」まいらせ候」へく候、か

しく

霜月六日

より「ゑいせう」みん
おはり様(義直)「誰にても」申せとて候

○英勝院(既出)より、將軍家光の病状が回復したことを伝える消息。

九六、利さへ門奥消息 竹腰正信宛 十月十九日付

一通(601)

「敬公以来来翰」の紹介(三)

(継紙) 縦一五・二 横九四・一

(追而書) 返々さいく御いんしん」なされ候由、御まんそくに」おほしめ

しなされ候、「よき」やうに仰上られ給へく」御ひろう候へく候、「

相国様(大御所秀忠)御きけん能」く御さなされ候よし、「御心やすく」思しめ」し

候やうに「まうし上させ」られ給」候へく候、

大な(義直)こん様より」天しゆ院様へ」たひく」あまほしのはこ」まいらせら

れ候、「ひろう」申上候へは、御まんそくに」おほしめしな」され候とほり、

御まへ様よろ」しきやうに仰上」られ給へく」候へく候、めてたくかしく

ゑと」にし丸」より」利さへ門

十月十九日

竹のこし(竹腰正信)山しろ様」人々申し玉へ候

○利さへ門は江戸城西之丸奥に仕える女性か。義直から千姫へ贈った柿の
札を伝え、大御所秀忠の動靜を伝える消息。

九七、某書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿二日付

一通(604)

(継紙) 縦二〇・〇 横一一・三四

(追而書) 尚々遠路被人御念、「殊更無類成」花之由被及 聞召候」所、早

速御進上候段、「別而 御感之御事候、「此由能々可申入旨、被」仰出候、

猶追而可得御意候、「以上

従 大納言殿御」進上之椿二本、即致」披露候之處、「御祝着被思召候」

由相心得可申入旨、「仰二候、此旨宜預」御取成候、恐々謹言

九月廿二日

(花押)

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○幕府奏者番と推定される人物より義直に對し、進上の椿の木に對する返書。

九八、某書狀断簡 宛先・年次未詳

一通(606)

(継紙) 縦一七・七 横六〇・三

(追而書)已上

一筆致啓上候、從「大納言様御書頂戴」^(義直)仕、忝奉存候、仍「上様御機嫌能被為成」御座、目出度思召候へ共、寒ニ入、御機嫌之御様子」被聞

召度思召、以御「使者被仰上候、」御前之御様子、年寄衆」より可被申上候、將亦」幾度も申進候、某儀」年罷寄行歩不」自由之故、如此已前」御城へ不罷出候、拙者共」御書不被成下候様ニ」御取成奉頼候、度々」書頂戴仕、冥加至極ニ奉存候、其」御地御無事ニ被成御」座之由、目出度致「以下欠」

○將軍家光の近況を伝える書狀。

九九、成瀬正虎他書狀 滝川忠征宛^(寛永六年)閏二月十四日付 一通(612)

(継紙) 縦一五・二 横九一・五

一昨十二日之御狀拜見申候、」御本丸御年寄衆^(某)」御狀被遣候、御返事間宮」權大夫持參候て、上ヶ」被申候、神原^(家光)」被成候との口上被申候、」將軍様弥御機嫌能」被成御座、今朝御粥上り」已之上刻ニ御食中枕ニ」三ツ上り申候、御氣色残所」無御座由、医者衆御」物語ニ候、明十五日御湯」

可被為掛候付、藺田善太夫^(善意) 藤枝^(善意)之御使ニ仕出し」可申と最前申上候所」神原^(宣正)へ御着御逗留被成候由、」御年寄衆へ朝倉筑後殿^(成次)・」鳥居土佐殿

被仰ニ付、」御逗留之日神原^(政成)」罷下候御使ニ仕、昨晚」出し申候、御湯被為懸候て、」御祝儀之御使之趣、」長野数馬已上刻委」申入候キ、今晚之御」

機嫌之様子承、權太夫ハ」明朝上セ可申候間、其節可申入候、恐々謹言

竹腰正信^(竹腰正信) 竹山城守^(阿部正興)「花押」 阿河内守^(成瀬正虎)「花押」 成隼人正^(成瀬正虎)「花押」

閏二月十四日^(寛永六年)

滝川豊前守殿^(忠征) 人々御中

○將軍家光の病狀が好転したことを、尾張の義直に伝える書狀。

C 大名・幕臣等関連 一〜六五

一、青山幸成書狀 成瀬正虎宛 正月廿五日付 一通(1)

(切紙) 縦二〇・四 横五四・〇

從「大納言様」海鼠腸壺一致拜」領、寔以過分忝仕」合御座候、此等之趣、」可然様御披露」所仰候、恐々謹言

青山大藏少輔」幸成(花押)

正月廿五日

成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直からの海鼠腸壺に對する返書。

二、青山幸成書狀 竹腰正信宛^(寛永三年)閏四月十二日付 一通(2)

(継紙) 縦一八・〇 横九二・一

自^(義直) 中納言様」諸白両樽拝領仕、」実以毎度過分」忝仕合、冥加怖」敷奉

存候、此等之」趣、可然之様御披」露所仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

^(寛永三年)
潤四月十二日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

三、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 七月十日付

一通(3)

(切紙) 縦二〇・〇 横五四・〇

従^(義直) 大納言様鮎鮎」一桶致拝領、寔以」過分忝仕合御座候、」此等之趣、

可然之様」御披露所仰候、」恐々謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

七月十日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿

○義直からの鮎鮎下賜に対する返書。

四、青山幸成書状 竹腰正信宛 九月四日付

一通(5)

(切紙) 縦二〇・〇 横五四・〇

(追而書)以上

従^(義直) 大納言様御書」拝見、殊被成重陽之」御祝義、呉服一重」致拝領、過分忝」仕合共御座候、誠不」相替致頂戴候之儀、」目出度奉存候、此」等

「敬公以来来翰」の紹介(三)

之趣、可然之様御」披露所仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

九月四日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直から重陽の祝儀として呉服を拝領したことに対する返書。

五、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿八日付

一通(6)

(切紙) 縦一八・〇 横五三・五

従^(義直) 大納言様諸白」両樽致拝領、誠以」過分忝仕合共」御座候、毎度之儀」御礼可申上様無」御座候、此等之趣、可」然様御披露所」仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

九月廿八日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿

○義直からの諸白下賜に対する返書。

六、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 十一月十日付

一通(10)

(切紙) 縦一七・五 横五二・五

従^(義直) 大納言様諸白」両樽致拝領、誠以」過分忝仕合共御座候、」毎度之儀」御礼可」申上様無御座候、」此等之趣、可然様御」披露所仰候、恐々謹言

青山大蔵少輔」幸成(花押)

十一月十日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿

○義直からの諸白下賜に対する返書。

七、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月十九日付 一通(11)

(切紙) 縦一七・七 横五四・〇

従 ^(義直) 大納言様御「鷹野御供参候付而、」呉服一重致拝領、「寔以過分忝仕合可」申上様無御座候、「此等之趣、可然様」御披露所仰候、恐々」謹言

青山大藏少輔「幸成(花押)」

霜月十九日

竹腰山城守殿 ^(正信) 成瀬隼人正殿

○義直の鷹狩に供奉の際に拝領した呉服に対する返書。

八、青山幸成書状 成瀬正虎宛 十一月廿五日付 一通(12)

(切紙) 縦一九・七 横五五・三

^(義直) 大納言様々巢戸屋之「御鷗致拝領誠以」忝仕合御座候、可然」様被仰上可致下候、「恐々謹言

青山大藏少輔「幸成(花押)」

十一月廿五日

^(正虎) 成瀬隼人正殿

○義直からの鷗下賜に対する返書。

九、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 正月廿日付

(切紙) 縦一八・五 横五五・〇

一通(13)

(追而書) 以上

従 ^(義直) 中納言様「諸白大樽式致拝」領、寔冥加至極」奉存候、御次而之節、「宜預御披露候、」恐々謹言

秋元但馬守「泰朝(花押)」

正月廿日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一〇、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 卯月廿三日付 一通(14)

(切紙) 縦一八・〇 横五二・五

(追而書) 以上

従 ^(義直) 中納言様「諸白大樽式致拝」領、誠冥加至極」奉存候、御次而之節、「宜預御披露候、」恐々謹言

秋元但馬守「泰朝(花押)」

卯月廿三日

竹腰山城守殿 ^(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一一、秋元泰朝書状 寺尾直政宛 五月二日付 一通(15)

(切紙) 縦一七・二 横五三・五

従 ^(義直) 大納言様被成端「午之御祝儀、御帷子」三内単物致拝領、「寔冥加至

極ニ候、御次而」節、御前可然様ニ御」取成奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

五月二日

寺尾左馬助殿
(直政)

○義直から端午の祝儀として帷子を拝領したことに対する返書。

一二、秋元泰朝書状 寺尾直政宛 六月六日付

一通(16)

(切紙) 縦一七・七 横五一・四

從 大納言様御書」致頂戴候、從 「相国様御巢鷹被為」進候、被成御

札御使」者被遣候、則 御前へ」被召出無残所御仕合」御座候、委細者天野」

助太夫殿可被仰上候、御」次而之節、可然様ニ御」取成奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

六月六日

寺尾左馬助殿
(直政)

○大御所秀忠から拝領の巢鷹の返札の使者に対する返書。

一三、秋元泰朝書状 成瀬正虎宛 九月七日付

一通(17)

(切紙) 縦一七・〇 横四七・五

從 大納言様御書」奉頂戴、為重陽之」御祝儀御小袖一重」致拝領、誠冥

加至」極奉存候、御次而之」刻、可然様ニ御取成」奉願候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

九月七日

「敬公以来来翰」の紹介(三)

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直から重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

一四、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 九月七日付

一通(18)

(切紙) 縦一七・七 横五一・五

(追而書)已上

為重陽之御祝」儀御小袖一重」致拝領、誠冥加至」極ニ奉存候、御次而之」節、宜預御披露候、」恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

九月七日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直から重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

一五、秋元泰朝書状 竹腰正信宛 十月十三日付

一通(19)

(切紙) 縦一七・七 横五三・三

(追而書)以上

從 大納言様諸白」兩樽致拝領、誠冥」加至極ニ奉存候、御」次而之刻、可然様御取」成奉頼候、恐々謹言

秋元但馬守」泰朝(花押)

十月十三日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一六、秋山正重書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)四月廿三日付 一通(20)

(切紙) 縦一五・四 横四五・四

従 大納言様御書」畏而致頂戴候、爰「元御仕合能御暇出、」御満足ニ被思召之由、「私式迄仰被下、誠」目出度奉存候、御次」而之刻、可然様御取成」奉憑候、「委細渡辺半蔵殿迄申上候、恐惶」謹言

秋山修理亮」正重(花押)

(寛永十一年)
四月廿三日

成瀬隼人様
(正虎)

○義直からの書状に対する返書。

一七、秋山正重書状 成瀬正虎宛 九月六日付 一通(21)

(継紙) 縦一五・四 横九一・五

従大納言様御」書、殊为重陽之」御祝儀御小袖」壹重被懸御」意、誠私式迄」被為入御念候段、「幾久と忝致頂戴候、御次而之」刻、可然様被仰」上候て可被下候、「御頼入候、猶期」後音之時候、「恐惶謹言

秋山修理亮」正重(花押)

九月六日

成瀬隼人様
(正虎)

○義直からの書状と小袖下賜に対する返書。

一八、秋山正重書状 竹腰正信宛 (寛永四年)八月十七日付 一通(22)

(切紙) 縦一七・九 横九九・五

従 大納言様」諸白両檯被懸」御意、忝頂」戴仕候、御次而之」刻、可然様被仰上」可被下候、奉頼存候、」先以其地御無事」被成御座候哉、承」度奉存候、此御地」別条無御座候、「相替儀も御座候者、」重而可申上候、猶期後音之刻候条、「不具候、恐惶謹言

秋山十右衛門尉」正重(花押)

(寛永四年)
八月十七日

竹腰山城様
(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

一九、秋山正重書状 竹腰正信宛 (寛永四年)十二月十二日付 一通(23)

(切紙) 縦一六・五 横四五・五

追而書」以上
従 大納言様」諸白両檯被懸御」意、誠忝致頂戴候、「則高力七左衛門殿迄」具御礼申上候、猶御」次而之刻、可然様御取」成奉憑候、何も奉期」後音之時候、恐惶」謹言

秋山十右衛門尉」正重(花押)

(寛永四年)
十二月十二日

竹腰山城守様
(正信)

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二〇、朝倉宣正書状 成瀬正虎宛 五月三日付 一通(24)

〔切紙〕 縦一七・五 横五一・四

〔追而書〕以上

從^{〔義直〕} 亜相様被成」御書、殊端午之」御帷子三之内御単」物拝領、寔以忝奉」存候、御次而之剋、」可然様御取成所仰候、」恐々謹言

五月三日

成瀬隼人正様^{〔正虎〕} 人々御中

○義直から端午の祝儀として帷子を拝領したことに對する返書。

二一、朝倉宣正書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 八月十日付 一通〔25〕

〔切紙〕 縦一七・〇 横五一・二

從^{〔義直〕} 亜相様美濃」鮎之鮎」桶致拝領、」忝次第冥加至」極奉存候、自然事之」御次而、可然様」被仰上候而、可被下候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正〔花押〕

八月十日

竹腰山城守殿^{〔正信〕} 成瀬隼人正殿^{〔正虎〕} 人々御中

○義直より美濃の鮎鮎を拝領したことに対する返書。

二二、朝倉宣正書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月五日付 一通〔26〕

〔切紙〕 縦一七・三 横四九・五

〔追而書〕以上

〔敬公以来来翰〕の紹介(三)

從^{〔義直〕} 大納言様被」成御書、殊重陽之」御小袖壹重之内」さやの御板物・唐織・」嶋拝領、誠以忝致」頂戴候、此等之趣、御」次而以御取成所仰候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正〔花押〕

九月五日

竹腰山城守殿^{〔正信〕} 成瀬隼人正殿^{〔正虎〕} 人々御中

○義直から重陽の祝儀として、紗綾・唐織・縞小袖を拝領したことに對する返書。

二三、朝倉宣正書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 九月廿八日付 一通〔27〕

〔切紙〕 縦一七・〇 横四八・五

〔追而書〕以上

從^{〔義直〕} 亜相様諸」白両檜致拝領候、」誠以忝次第、難申」上奉存候、御次而以」可然様被仰上候而、」可被下候、奉頼存候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正〔花押〕

九月廿八日

竹腰山城守殿^{〔正信〕} 成瀬隼人正殿^{〔正虎〕} 人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二四、朝倉宣正書狀 竹腰正信・成瀬正虎宛 霜月十日付 一通〔28〕

〔切紙〕 縦一七・五 横四九・五

一筆致啓上候、仍」從^{〔義直〕} 亜相様諸白」大樽三拝領仕候、」誠以忝次第、難申」

上奉存候、御次而」以 御前可然様御」取成所仰候、恐惶」謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

霜月十日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二五、朝倉宣正書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 極月十八日付 一通(29)

(切紙) 縦一六・八 横四八・七

(追而書)以上

從 亜相様諸白」大樽二致拝領候、」誠以忝頂戴仕候、」御次而以此等之趣、」可然様御取成所」仰候、恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

極月十八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直からの諸白下賜に対する返書。

二六、朝倉宣正書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 極月廿日付 一通(30)

(切紙) 縦一六・七 横四四・六

從 亜相様被成」歳暮之御祝儀、」御小袖壹重致」拝領候、寔以冥加」之至難有奉存候、」此等之趣、御前可」然様ニ御取成所仰候、」恐惶謹言

朝倉筑後守」宣正(花押)

極月廿日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿」人々御中

○義直より歳暮の祝儀として小袖を拝領したことに對する返書。

二七、浅野長治書状 成瀬正虎宛 (寛永十二年)十月五日付 一通(31)

(切紙) 縦一八・五 横五三・〇

一筆啓上候、今度」安芸守祝言、從」御城就被仰付候、自」大納言様為御礼、渡辺」忠右衛門殿御越付御書」被下、忝頂戴仕候、安芸守」外聞召申忝次第二御座候、御次而之刻、可然」様被仰上可被下候、恐惶」謹言

浅野因幡守」長治(花押)

(寛永十二年)十月五日

成瀬隼人正殿」人々御中

○浅野光晟の祝言を祝う義直の書状に対する返書。

二八、浅野長晟書状 滝川忠征宛 (寛永六年)三月廿六日付 一通(32)

(切紙) 縦一八・二 横五一・七

(追而書)已上

從 大納言様被成下」御書頂戴仕候、然者」国本々積廻致進上候」角石・平石、江戸へ着」船仕儀、御満足之旨」被仰下、忝仕合御座候、」此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

浅野但馬守」長晟(花押)

(寛永六年)三月廿六日

滝川豊前守殿

○広島から船で運搬の角石・平石が江戸に着き義直が喜んだことを受けた返書。

二九、浅野長晟書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 極月朔日付 一通(34)

(切紙) 縦一七・九 横四六・八

從 大納言様被^(義直)成下御書、殊御鷹之^(義直)鶴一羽拝領仕、誠以^(義直)遠路御懇情之段、忝仕合^(義直)御座候、御前可然様御取成所仰候、恐々謹言

浅野但馬守^(正信)長晟(花押)

極月朔日

成瀬隼人正殿^(正虎)竹腰山城守殿^(正信)

○浅野長晟が將軍から鶴を拝領したことへの義直の書状に対する返書。

三〇、阿部政澄書状 竹腰正信宛 九月五日付 一通(36)

(切紙) 縦一七・六 横四九・四

(追而書)以上

一書令啓上候、然者^(義直)從 大納言様御書、殊为重陽之御祝^(義直)儀御小袖壹重致拜^(義直)領無冥加仕合共御^(義直)座候、御次而も御座候者、可然様ニ御取成奉頼候、恐惶謹言

阿部修理亮^(直)政澄(花押)

九月五日

竹腰山城殿^(正信)

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

「敬公以来来翰」の紹介(三)

三一、阿部正次書状 竹腰正信宛 九月三日付 一通(37)

(切紙) 縦一七・九 横五一・八

为重陽之御祝^(義直)儀、從 大納言様^(義直)御書、殊ニ御小袖^(義直)壹重拝受候、誠^(義直)無冥加忝儀共ニ^(義直)能申上存候、御次而之時分、此等之趣御取^(義直)成奉頼候、恐惶^(義直)謹言

阿部備中守^(直)正次(花押)

九月三日

竹腰山城様^(正信)人々御中

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

三二、阿部重次書状 寺尾直政宛 (寛永十七年)九月七日付 一通(40)

(継紙) 縦一九・八 横一〇九・一

從 大納言様御書^(義直)被下、謹而致拜見候、然者今度右兵衛督様江^(光友)御巢鷁ニ被進、并^(義直)御鷹場被仰付候御事、重畳御満足被思召^(義直)之由、奉存其旨候、因茲御使者被差遣候^(義直)達 御聴、則 御前江^(義直)被召出、御念之入候通、御機嫌之旨御直ニ^(義直)被仰含候、寔拙者式迄被仰下候事、過分至極奉存候、此旨宜御取成候、恐々謹言

阿部対馬守^(直)重次(花押)

(寛永十七年)九月七日

寺尾左馬助殿^(直政)

○義直の嗣子光友が、將軍家光より巢鷁と鷹場を拝領したことに対する書状。

三三、阿部重次書状 寺尾直政宛 十月十四日付

一通(41)

(切紙) 縦一七・八 横五三・四

従 ^(義直)大納言様諸白」両樽致拝領、寔以」過分至極奉存候、」右之趣、宜預

御取成」候、恐々謹言

阿部対馬守」重次(花押)

十月十四日

^(直政)寺尾左馬助殿

○義直の諸白下賜に対する返書。

三四、阿部重次書状 寺尾直政宛 十一月廿日付

一通(42)

(切紙) 縦一九・七 横五四・〇

御書忝致拝見候、」今度御こふしにて被為」執候御鷹之鶴被進義、」御珍重
思食、為御礼」以御使者被仰上候、則」御前被召出御念入候」段、御機嫌
御座候、」此等之」趣、宜預御取成候、恐々」謹言

阿部対馬守」重次(花押)

十一月廿日

^(直政)寺尾左馬助殿

○將軍家光より拝領の鶴の返礼の使者が、將軍の御前に召されたことを告
げる書状。

三五、阿部忠秋書状 竹腰正信宛 二月廿一日付

一通(43)

(切紙) 縦一五・四 横五四・八

従 ^(義直)大納言様諸白」両樽致拝領、誠」過分忝次第奉存候、」毎度種々致拝
領」何共可申上様無御」座候、御次而之刻、可然様御取成所」仰候、恐々
謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

二月廿一日

^(正信)竹腰山城守殿

○義直の諸白下賜に対する返書。

三六、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 六月十七日付

一通(45)

(切紙) 縦一五・四 横四五・〇

(追而書)以上
^(義直)従大納言様御使者」被下、殊更鮎之鮎一桶」拝領仕候、誠以過分忝」次第、
冥加至極奉存候、」此等之趣、御次而之刻、」可然之様御取成所仰候、」恐々
謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

六月十七日

^(正虎)成瀬隼人正殿

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

三七、阿部忠秋書状 下方貞景宛 八月十七日付

一通(48)

(豎紙) 縦三三・七 横四八・六

先刻從 ^(義直)大納言様鮎之鮎「二桶致拝領、誠過分忝奉」存候、^(正信)山城守殿迄状を以申「入候得共、弥々御札之儀奉頼候、」恐惶謹言

忠秋(花押)

八月十七日

^(貞景)下方左近様「人々御中

阿部豊後守」忠秋

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

三八、阿部忠秋書状 竹腰正信宛 八月十八日付

一通(49)

(切紙) 縦一六・九 横四七・九

從^(義直)大納言様鮎之「鮎二桶致拝」領、寔過分忝次第奉存候、御次而「之刻、可然様奉」頼候、恐惶謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

八月十八日

^(正信)竹腰山城守殿

○義直の鮎鮎下賜に対する返書。

三九、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)九月八日付

一通(50)

(継紙) 縦一七・二 横一〇六・四

從^(義直)大納言様御書被成「下、謹而致頂戴候、随而」^(光友)右兵衛督様御巢鷁「二連被成御拝領、殊更」御鷹場迄被進、重「疊忝思召付、御使」者以被仰上

「敬公以来来翰」の紹介(三)

候、各達「上聞候処、御使者」御前江被召出、御機嫌之「旨御直被仰含候、委」曲御使者可為演説候、「此等之趣、可然様御取成」所仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十一年)九月八日

^(正虎)成瀬隼人正殿

○義直の嗣子光友が、將軍より鷹と鷹場を拝領したことにつき使者を遣わしたことに對する書状。

四〇、天野正成書状 下方貞景宛 六月廿四日付

一通(57)

(切紙) 縦一七・〇 横四六・〇

大納言様々諸白「兩樽拝領仕、誠二」過分至極可申上様も「無御座候、此等之趣、」御年寄衆迄可然「様二被仰上可被下候、」恐惶謹言

天野図書助」正成(花押)

六月廿四日

^(貞景)下方左近殿

○義直の諸白下賜に対する返書。

四一、天野正成書状 下方貞景宛 八月十一日付

一通(58)

(切紙) 縦三一・七 横五三・五

(追而書 尚以大納言様々兩樽頭戴仕、)過分不可過之候、何も面上二得「御意、誰人様へ成共御礼可申上候、已上 昨日者預御懇書、殊二從」大納言様諸白兩樽拝領仕候、「誠過分冥加成仕

合難申上存候、「則被仰可申上候処、去方へ罷越」暮候而罷帰候条延引所存」之外ニ御座候、如蒙仰候其以来」不得御意候処、久々御煩候由承候、「努々不存以書状も不申入候事、」失本意存候、随而將軍様へ」鮎之鮎被成御上候由、昨日者拙者」登 城不致候、只今罷出候間、」則御年寄衆へ可申上候、恐々謹言

正成(花押)

八月十一日

天野図書」正成

メ下方左近様」御報

○義直より諸白を拝領したこと、ならびに義直が將軍家光へ鮎鮎を献上したことに對する書状。

四二、安藤直次書状 竹腰正信宛 九月十八日付

一通(60)

(切紙) 縦一七・六 横五三・一

(追而書)已上

從 亜相様 御書」被 成下、謹頂戴、殊」鮎壹尺拝領、誠以過」分忝次第可申上様も」無御座候、右之通」御前御次而之節、可」然様ニ被仰上可被下候、」恐々謹言

安藤帶刀」直次(花押)

九月十八日

竹腰山城守殿

○義直の鮎下賜に對する返書。

四三、安藤直次書状 滝川忠征・阿部正興・寺尾直政宛 二月廿日付

一通(61)

(切紙) 縦一七・二 横五〇・五

(追而書)以上

從 亜相様御書」被成下、殊寒中之」御鷹之鶴二羽被下置忝拝領、誠以」過分難有仕合、」中々可申上様も無御」座候、右之通 御前可然様ニ被仰上」可被下候、恐々謹言

安藤帶刀」直次(花押)

二月廿日

滝川豊前守殿」阿部河内守殿」寺尾左馬助殿

○義直より、將軍家光下賜の鷹が捕らえた鶴を拝領したことに對する返書。

四四、安藤重長書状 成瀬正虎宛 三月十五日付

一通(62)

(切紙) 縦一七・八 横五〇・九

從 大納言様諸」白・大柳兩樽致拝受、寔以冥」賀之至奉存候、」此等之趣、可然様ニ」御取成所仰候、」恐々謹言

安藤右京進」重長(花押)

三月十五日

成瀬隼人正殿

○義直の諸白下賜に對する返書。

四五、安藤重長書状 成瀬正虎宛 三月廿四日付

一通(63)

〔切紙〕 縦一七・〇 横四八・〇

從 ^{〔義直〕}大納言様「美濃小鮎之鮓」一桶致拝領候、「寔冥加至極奉」存候、右之趣、御「次而之節、可然様」御披露所仰候、「恐々謹言

安藤右京進「重長〔花押〕

三月廿四日

成瀬隼人殿 ^{〔正虎〕}

○義直の美濃の小鮎鮓下賜に対する返書。

四六、安藤重長書状 竹腰正信宛 ^{〔寛永三年〕}閏卯月廿三日付 一通〔64〕

〔切紙〕 縦一六・九 横五〇・〇

從 ^{〔義直〕}黃門様諸白「兩極拝受、誠以」過分至極冥加「之至奉存候、此」等之趣、宜預御「取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長〔花押〕

^{〔寛永三年〕}閏卯月廿三日

竹腰山城守殿 ^{〔正信〕}

○義直の諸白下賜に対する返書。

四七、安藤重長書状 成瀬正虎宛 七月廿六日付 一通〔66〕

〔切紙〕 縦一七・三 横五二・二

〔追而書〕已上

從 ^{〔義直〕}大納言様「諸白二樽致拝」領候、寔冥加之至奉存候、御次「而之刻、

〔敬公以来来翰〕の紹介〔三〕

右之趣、可然様御取成所」仰候、恐々謹言

安藤右京進「重長〔花押〕

七月廿六日

成瀬隼人正殿 ^{〔正虎〕}

○義直の諸白下賜に対する返書。

四八、安藤重長書状 竹腰正信宛 八月三日付

〔切紙〕 縦一六・六 横四五・五

一通〔68〕

〔追而書〕以上

從 ^{〔義直〕}大納言様「鮎之鮓二桶致」拝受候、誠以冥加「之至奉存候、此等之」趣、可然様可預「御取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長〔花押〕

八月三日

竹腰山城守殿 ^{〔正信〕}

○義直の鮎鮓下賜に対する返書。

四九、安藤重長書状 成瀬正虎宛 八月八日付

〔切紙〕 縦一八・二 横五二・七

一通〔69〕

〔追而書〕以上

從 ^{〔義直〕}大納言様拙者「式煩中候付、御書被成」下候、誠以冥加至極「奉存候、今程者致本」復、御前へも罷出候、「御次而之刻、此等之趣、宜」預御取成候、恐々謹言

八月八日

成瀬隼人正殿
(正虎)

安藤右京進「重長(花押)」

○義直へ、(安藤重長の)病気が本復したことを伝える書状。

五〇、安藤重長書状 成瀬正虎宛 九月七日付

一通(70)

(切紙) 縦一七・二 横四九・七

(追而書)已上

従 大納言様為「重陽之御祝儀御」小袖「重致拝領、」不浅冥加至極成」
(義直)
仕合、幾久頂戴仕候、」御次而之節、可然様」御取成所仰候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

九月七日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

五一、安藤重長書状 成瀬正虎宛 九月十日付

一通(71)

(切紙) 縦一七・七 横五一・五

(追而書)以上

従 大納言様御書、殊」為重陽之御祝儀御」小袖「重致拝領、誠以」忝次第冥加之仕合、」幾久目出度頂戴」仕候、此等之趣、御次而之刻、」可然様御取成所仰候、」恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

九月十日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直より重陽の祝儀として小袖を拝領したことに対する返書。

五二、安藤重長書状 高力信重宛 九月廿七日付

一通(72)

(堅紙) 縦三一・〇 横四五・三

従 大納言様諸白御樽二致拝領候、誠忝次第、不浅」奉存候、就夫、先刻□□」処、西丸三罷在候故、不能面顔候、」重而以書状御礼可申上候、恐々謹言

重長(花押)

九月廿七日

高力七右様」御宿所
(信重)

○義直の諸白下賜に対する返書。

五三、安藤重長書状 成瀬正虎宛 十月廿三日付

一通(73)

(切紙) 縦一八・二 横五二・五

従 大納言様甘干」巻箱致拝領候、誠以」過分忝仕合、冥加」至極奉存候、御次」而之節、御前宜預」御取成候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

十月廿三日

成瀬隼人正殿
(正虎)

○義直の柿下賜に対する返書。

五四、安藤重長書状 竹腰正信宛 十一月晦日付 一通(74)

(切紙) 縦一六・五 横四八・三

(追而書)以上

従 大納言様御「国元之大根十」本拝領仕候、誠「忝次第、不浅奉」存候、此等之趣、宜預「御披露候、恐惶謹言」

安藤右京進「重長(花押)」

十一月晦日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直の尾張の大根下賜に対する返書。

五五、安藤重長書状 竹腰正信宛 極月八日付

(切紙) 縦一六・六 横四九・五

一通(75)

(追而書)以上

従 大納言様新「諸白兩樽致拜」受候、誠以冥加之「至奉存候、此等之趣、」御次而之節可然様「可預御取成候、恐惶」謹言

安藤右京進「重長(花押)」

極月八日

竹腰山城守殿
(正信) 人々御中

○義直の諸白下賜に対する返書。

五六、安藤重長書状 竹腰正信宛 極月廿二日付 一通(76)

(切紙) 縦一六・七 横四七・八

(追而書)以上

従 大納言様為「御音信諸白兩」樽致拝領候、「寔以忝仕合、冥」加之至奉存候、御「次以此等之趣、宜預」御披露候、恐々謹言

安藤右京進「重長(花押)」

極月廿二日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直の諸白下賜に対する返書。

五七、井伊直孝書状 平岩元国宛 六月十八日付

(切紙) 縦一七・五 横四九・〇

一通(79)

(追而書)已上

従 大納言様御書・「御使者并御太刀一腰・」御馬代銀子百枚・御「帷子廿内単物十」拝領、過分至極ニ奉存候、「可然様ニ被仰上可被下候、」慮外ニ奉存候間、態御「請者不申上候、恐惶」謹言

井伊掃部頭「直孝(花押)」

六月十八日

平岩弥右衛門尉様
(元国) 人々御中

○義直の太刀・馬代銀子下賜に対する返書。

五八、板倉重郷書状 成瀬正虎迄 (寛永十四年)六月廿五日付 一通(83)

(切紙) 縦一六・五 横四七・四

從^(義直) 大納言様「鮎鮪毫桶致拝」領候、誠以過分至「極奉存候、御次而之」刻、可然様御取成」所仰候、恐々謹言

板倉長門守」重郷(花押)

(寛永十四年)
六月廿五日
成瀬隼人正殿

○義直の鮎鮪下賜に対する返書。

五九、板倉重矩書状 寺尾直政宛 六月廿八日付

一通(84)

(切紙) 縦一五・三 横四七・〇

(追而書)已上

從^(義直) 大納言様御使」者、殊ニ御国之「鮎鮪毫桶拝領」仕、過分至極ニ奉」存候、以御次而可」然様ニ被仰上可被」下候、度々忝」仕合可申上様も無」御座候、恐惶謹言

板倉主水佐」重矩(花押)

六月廿八日
(直政)
寺尾左馬助殿

○義直の鮎鮪下賜に対する返書。

六〇、板倉重宗書状 竹腰正信宛 正月十一日付

一通(85)

(切紙) 縦一七・五 横五二・三

(追而書)以上

禁中江海鼠腸」一壺御進上被成候、則」上申候処、御機嫌ニ」被 思食候、御返事」出申候者、重而進上可」仕候、将又私へ海鼠腸一壺」致拝領候、誠以過分」至極冥加無御座奉」存候、御次而之節、此等之」趣、宜預御披露候、恐々謹言

板倉周防守」重宗(花押)

正月十一日
(正信)
竹腰山城守殿

○禁中に海鼠腸を献上したこと、(板倉重宗へも)海鼠腸を下賜したことに対する返書。

六一、板倉重宗書状 竹腰正信宛 八月廿五日付

一通(89)

(切紙) 縦一七・〇 横四八・四

從^(義直) 大納言様」御使者、殊鮎之」鮎式桶・諸白両樽」致拝領候、重々」御使者過分至」極無冥加仕合ニ」御座候、此等之趣、可」然様被仰上可被下候、」恐々謹言

板倉周防守」重宗(花押)

八月廿五日
(正信)
竹腰山城守殿

○義直の鮎鮪と諸白下賜に対する返書。

六二、板倉重宗書状 竹腰正信宛 九月十六日付

一通(90)

(切紙) 縦一六・八 横五〇・七

從^(義直) 大納言様御」書、殊鮭「尺致」拝領候、寔以忝「次第無冥加」儀共御座候、御次而」刻、此之旨可然」様御取成所仰候、「恐惶謹言

板倉周防守」重宗(花押)

九月十六日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直の鮭下賜に対する返書。

六三、板倉重宗書狀 竹腰正信宛 極月廿九日付

一通(97)

(切紙) 縦一七・〇 横五二・三

御書忝致拝見候、「殊海鼠腸一壺」拝領仕候、誠以冥「加無御座、過分至極」奉存候、此等之趣、可「然様宜預御披露候、「恐々謹言

板倉周防守」重宗(花押)

極月廿九日

竹腰山城守殿^(正信)

○義直の海鼠腸下賜に対する返書。

六四、板倉重昌書狀 竹腰正信宛 (寛永三年)後卯月十二日付 一通(98)

(切紙) 縦一七・四 横一〇三・一

(追而書)以上

從^(義直) 中納言様」諸白大樽式致」拝領候、誠以冥加」之至過分至極二」奉存候、御次之刻、「可然様被仰上可」被下候、爰元而^(家光・秀忠)」上様御機嫌能被成」

「敬公以来来翰」の紹介(三)

御座候、拙者儀も御」先へ可被遣様二御」沙汰御座候得共、「爾今不罷上候而、罷」有候、只今之分二候ハ、「大形御供にて可有」御座候と奉存候、尚」期後音之節候、「恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

後卯月十二日^(寛永三年)

竹腰山城守様」人々御中^(正信)

○義直の諸白下賜に対する返札と、將軍家光と大御所秀忠の動靜を伝える書狀。

六五、板倉重昌書狀 寺尾直政宛 五月二日付

一通(100)

(切紙) 縦一七・六 横五三・五

(追而書)以上

從^(義直) 大納言様」御書、謹而頂戴」仕候、然者為端午」之御祝儀、御帷」子之内御単物二」拝領仕、冥加之至」過分至極奉存候、「御次而之刻、可然様」ニ仰上可被下候、恐惶」謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

五月二日

寺尾左馬助様^(直政)

○義直より端午の祝儀として帷子を拝領したことに対する返書。

(続く)

(徳川美術館 学藝員)

金鯨叢書 第五十二輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和七年三月三十日 編集
令和七年三月三十日 印刷・発行

編集者

深井 雅海
徳川 義崇

発行者

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一一一番(代)

〒171-0031

東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950)〇一一七番(代)

〒461-0023

名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話(935)六二六二番(代)

〒605-0089

京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話(533)六八六〇番(代)

印刷所